

平成 24 年第 1 回

菊陽町議会 4 月臨時会会議録

平成 24 年 4 月 27 日

熊本県菊陽町議会

第1回菊陽町議会 4月臨時会会議録

平成24年4月27日（金）開会

菊陽町議会

1. 議事日程

(平成24年第1回菊陽町議会4月臨時会)

平成24年4月27日

午前10時開議

於議場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出承認第1号から承認第5号を一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 発議第3号 菊陽町「農業委員会委員」の推薦について

日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）

日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第5号））

日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））

日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めるについて（平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号））

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	中岡 敏博君	2番	野田 恭子君
3番	吉本 孝寿君	4番	吉山 哲也君
5番	渡邊 裕之君	6番	坂本 秀則君
7番	石原 武義君	8番	甲斐 榮治君
9番	芝 和長君	10番	岩下 和高君
11番	佐藤 竜巳君	12番	福島 知雄君
13番	川俣 鐵也君	14番	加藤 真佐男君
15番	上田 茂政君	16番	小林 久美子君
17番	梅田 清明君	18番	大塚 昇君

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

15番	上田 茂政君	16番	小林 久美子君
-----	--------	-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	後藤三雄君	副町長	中富恭男君
教育長	赤峰洋次君	教育次長	鶴田義晃君
総務部長	松本東亞君	福祉生活部長	阪本修一君
産業建設部長	坂本恭一君	会計管理者兼 会計課長	平野誠也君
総務課長	實取初雄君	総合政策課長	吉野邦宏君
財政課長	阪本浩徳君	税務課長	阪本章三君
福祉課長	宮本義雄君	健康・保険課長	佐藤清孝君
介護保険課長	渡邊幸伸君	環境生活課長	大山陽祐君
町民課長	山崎謙三君	農政課長	志垣敏夫君
建設課長	松村孝雄君	都市計画課長	小野秀幸君
総務課庶務 法制係長	中島秀樹君	学務課長	松本洋昭君
生涯学習課長	服部誠也君	農業委員会事務局長	荒木一雄君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君
書記 山野光子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時1分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

ただいまから平成24年第1回菊陽町議会臨時議会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、15番上田茂政君、16番小林久美子君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配りましたとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出承認第1号から承認第5号を一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第4、町長提出承認第1号から承認第5号までの件について一括して議題といたします。

議案は、先に議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成24年第1回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、公私ともご多用の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

早いもので、平成24年度も1カ月が経過しようとしています。第5期総合計画の基本構想「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」の将来像の実現を目指して、新年度の事務事業に着手したところでございます。

初めに、菊陽町教育長の任命について報告します。

教育委員会から、3月28日開催の定例教育委員会において、赤峰洋次教育委員を教育長として任命した旨の報告を受けました。任期は平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4年間であります。

次に、平成24年4月29日執行の菊陽町農業委員会委員の一般選挙につきましては、去る4月24日に立候補届の受け付けを行い、選挙による委員定数12名に対し、12人の立候補者の届け出がありましたので無投票となり、5月1日に当選証書の付与を予定しております。

また、例年実施しておりますクールビズの実施につきましては、東日本大震災に伴う電力不足がより一層深刻になっていることから、今年は実施期間をさらに早め、5月1日から始める予定です。

それでは、本議会に提案しております議案について提案理由の説明を申し上げます。

提案いたします議案は、条例改正2件、平成23年度菊陽町一般会計及び特別会計補正予算3件について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第1号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い菊陽町税条例の一部を改正するもので、主な改正点は、固定資産税の負担調整措置等、及び東日本大震災による被災者への町民税の優遇措置等に関するものであります。

承認第2号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、本条例につきましても地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、改正点は、東日本大震災による被災者への国民健康保険税の優遇措置に関するものであります。

承認第3号は、平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に4,935万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を136億1,574万4,000円と定めました。

歳入においては、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国県支出金、町債などが確定しましたので調整を行いました。

歳入の主なものとしては、増額したものは、町税4,967万3,000円、地方交付税1億3,204万8,000円、国庫支出金5,267万4,000円、財産収入3,659万8,000円などであります。減額したも

のは、県支出金2,850万円、繰入金1億3,753万5,000円、諸収入3,682万円、町債5,050万円などであります。

一方、歳出の主なものとしては、民生費1,121万円、衛生費4,196万1,000円、消防費1,281万5,000円などの減額をしております。また、歳入歳出予算調整のため、予備費を1億1,466万1,000円増額しております。

承認第4号は、平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入予算の予算組み替えのみであり、後期高齢者医療広域連合受託事業収入69万円を減額し、事務費繰入金69万円を増額したものであります。

承認第5号は、平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ979万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億7,853万8,000円に定めたものであります。

歳入では、国庫支出金979万4,000円を減額し、歳出では保険給付費979万4,000円の減額などをしております。

詳細につきましては議案審議の際に説明いたしますので、慎重にご審議いただきご承認を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第6 発議第3号 菊陽町「農業委員会委員」の推薦について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、発議第3号菊陽町「農業委員会委員」の推薦についてを議題といたします。

それでは、提出者の趣旨の説明を求めます。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） おはようございます。

それでは、発議第3号菊陽町「農業委員会委員」の推薦について報告、提案いたします。

本来、議長が推薦すべきところですが、質疑、討論が出た場合、議長ができませんので、かわりに私が推薦いたします。どうかよろしくお願ひいたします。

発議第3号の菊陽町「農業委員会委員」の推薦について、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由は、菊陽町農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による学識経験を有する委員として次の2人を推薦するものであります。

菊陽町大字久保田2316番地1、坂本里美さん、昭和31年10月22日生まれ、それから菊陽町新山1丁目6番22号、古田朱実さん、昭和25年8月15日生まれ。

以上2名の方を推薦いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願ひいたします。

なお、質疑に関しては自席より答弁させていただきます。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は1人ずつ行います。

発議第3号菊陽町「農業委員会委員」の推薦について、坂本里美君を議会推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議会推薦による農業委員に坂本里美君を推薦することに決定しました。

坂本里美君には、後で会議規則第33条第2項の規定により文書で告知します。

次に、農業委員会委員の推薦について、古田朱実君を議会推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議会推薦による農業委員に古田朱実君を推薦することに決定しました。

古田朱実君には、後で会議規則第33条第2項の規定により文書で告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）

○議長（大塚 昇君） 日程第7、承認第1号専決処分の承認を求めるについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

税務課長、内容の説明を求めます。

○税務課長（阪本章三君） おはようございます。

承認第1号専決処分の承認を求めるについて説明いたします。

承認第1号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定によりまして報告

し、承認を求めるものでございます。

主な内容は、町民税に関するものとして、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期間の延長の特例を条例附則に加えることなど、それから固定資産税に関する経過措置として、負担調整措置は原則として現行の制度を3年延長するものでございますが、住宅用地に係る据置特例は、経過措置を講じた上で平成26年度に廃止するものなどでございます。

経過を申しますと、地方税法の一部を改正する法律等が去る3月31日に公布されました。これに伴い菊陽町税条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、2枚めくっていただきますと改正条文がございますが、条文では分かりにくいでので、参考資料の新旧対照表で説明させていただきます。

参考資料にはページを振っておりますので、参考資料の1ページをお開きください。

左側が現行で、右側が改正案でございます。改正の中には、法令等の改正等による条項の整理も含まれていますが、内容が変わるものではございませんので、その部分の説明は省略をさせていただきます。

第36条の2、町民税の申告でございます。公的年金のみの所得の方は、年金支払者から町への年金支払報告書の方で寡婦（寡夫）控除を確認することができるようになりますので、現行にあります「寡婦（寡夫）控除額」を削ることによりまして、町民税の申告では必要でなくなるというものです。

2ページ中ほどをご覧ください。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合でございます。ここからは、条例附則の改正になります。固定資産税の課税標準の特例に関するものです。地方税法の改正により、今まで地方税法で一律に定めてあったものを市町村の判断で条例で定めるように改正されたことによって条文を加えるものです。

第1項は、下水道除害施設についての課税標準の価格をこれまでと同様に4分の3とするものです。

第2項は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の価格をこれまでと同様に3分の2とするものです。

3ページをご覧ください。

中ほどより少し上の第11条から8ページの第15条までは、これも固定資産税の関係でございます。現行制度を3年間延長するということが主な内容となっておりますが、改正となるのは、5ページの上から5行目からの第12条第2項の「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に改める部分、これと、6ページの現行の第4項を削る部分になります。土地に係る固定資産税は、評価額が急激に高くなった場合でも税負担の上昇は緩やかになるように負担調整措置というものが講じられていますけれども、公平負担是正の観点から、住宅用地に係る据置特例は経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止となります。この経過措置につきましては、後で出てまいります附則の部分で改めて申し上げます。

8ページの下段から9ページの第21条の2、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告ですけれども、これは特定移行一般社団法人等が固定資産税の特例を受ける場合の手続についての条文を加えるものでございます。

10ページをご覧ください。

第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期間の延長の特例、これは東日本大震災により被災居住用財産の敷地の譲渡期間の延長の特例について条文を加えるものでございますが、条文の読み替え規定でございまして分かりにくいですので、資料を1枚めくっていただき、13ページの菊陽町税条例附則第22条の2第1項の規定による読み替えをご覧ください。

読み替えは、左が読み替え前で右が読み替え後でございます。附則第17条の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例についての読み替えとなっております。読み替え後の方に、第36条の後に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む」ということを加えることによりまして、土地等の権利を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、居住用財産の敷地に係る譲渡期間の要件は、通常は住まなくなつてから3年でございますけれども、東日本大震災で家屋が滅失したことによって住むことができなくなりその土地等の権利を譲渡した場合は、災害に遭った日から7年とするものでございます。

第17条の2から14ページと15ページの第18条までは、それぞれの規定による譲渡所得に係る町民税の課税の特例についても同様に延長するというものでございます。

資料を2枚戻っていただきまして、新旧対照表の11ページ中ほどの第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例でございます。これも読み替え規定でございますので、申し訳ありませんが、今度また資料3枚めくっていただき、16ページの菊陽町税条例附則第23条第1項の規定による読み替えをご覧ください。

このページから、17ページと18ページまでの内容は、東日本大震災で家屋が滅失した場合の住宅借入金等特別控除に係る改正でございます。

16ページの第23条第1項の規定による読み替えによる改正の内容は、住宅借入金等特別控除を受けるためには、12月31日まで引き続いて住んでいることが条件ということになりますけれども、東日本大震災で家屋が滅失し住むことができなくなった場合などでも住宅借入金等特別控除を受けることができる旨の改正でございます。17ページまでがその内容となります。

18ページの菊陽町税条例附則第23条第2項の規定による読み替えは、東日本大震災によって住めなくなった方が平成25年12月31日までに住宅の取得等をして住むようになった場合は、年末残高の限度額または控除額を選択することによって通常の住宅借入金等特別控除の適用にかえて有利な方の控除率等の適用が受けられるということ、また東日本大震災によって住むことができなくなった家屋等、震災後に新たに住宅の再取得等をした場合には、住宅借入金等特別控

除を重複して適用できるようになり、税額控除額としましてはそれぞれの特例による税額控除額の合計額とするものでございます。

それから、附則について説明をいたします。資料の方、最初に戻っていただきまして3枚めくっていただけますでしょうか。

右のページの中段より少し下に附則第1条、施行期日がございます。施行期日につきましては、平成24年4月1日から施行するものであります。ただし書きがありますが、これは第36条の2第1項ただし書きの改正規定は、先ほどご説明申し上げました町民税の申告に寡婦（寡夫）控除が必要でなくなるということと、第2条第1項の規定であります平成26年度以降の年度分の個人の町民税についての適用は、平成25年度までの分は適用しませんので、平成26年1月1日が施行日となります。

第2条、町民税に関する経過措置第1項は、今ありました町民税の申告の寡婦（寡夫）控除でございますので、これを適用するのは平成26年度以降からであって、平成25年度分までは従来の例によるものとするものです。第2条第2項は新条例附則第23条の規定でございますが、これは東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例を適用するのは24年度以降からであって、23年度までは従前の例によるとするものです。

第3条、固定資産税に関する経過措置第1項は、別段の定めがなければ、改正後の条例は平成24年度以降の固定資産税について適用し、平成23年度までは従前の例によるとするものです。

1枚めくってください。第2項は下水道除害施設についての課税標準について、第3項は特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準についてであります。平成24年4月1日以降に取得されたものに対して平成25年度以降の固定資産税について適用するというものです。

第4項と第5項は読み替え規定になりますので、資料の最後から2枚目の19ページをご覧ください。改正条例附則第3条第4項の規定による旧条例附則第12条第2項等の読み替えでございます。

これは、平成26年度に廃止となります住宅用地に係る据置特例の経過的措置でございます。土地に係る固定資産税は、評価額が急激に高くなった場合でも税負担の上昇は穏やかになるように負担調整措置が講じられていますが、住宅用地の前年度の課税標準額と当該年度の課税標準額となるべき価格を比較した割合が8割を基準にして取り扱いが変わります。経過措置によって、この据置特例の基準割合について、平成24年度と平成25年度は8割のところを9割にするというものでございます。

1枚めくってください。21ページの改正条例附則第3条第5項の規定による附則第14条の読み替えでございます。

今回の改正により、今ありました経過措置によって、据置特例の基準割合が平成24年度と平成25年度は9割になると申しましたけれども、このことによる住宅用地に係る課税標準額を固

定資産税額等に適用するために、第14条が免税点の適用に関する特例の読み替えを、第15条が特別土地保有税の課税の特例を読み替えるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第1号専決処分の承認を求めるについて、反対討論を行います。

東日本大震災に係る特例については賛成なんですけれども、今説明がありました住宅用地の固定資産税、今まで住宅用地と商業地に調整が行われていたものが、今回住宅用地が省かれて商業地だけになります。平成26年度に廃止になるということですので、この負担割合が今説明がありましたように平成24年度と25年度が上がるということもありますし、26年度に調整してた部分が廃止になるということで、その点になると住宅用地の軽減措置というのがなくなるということで、反対するものです。

また、税のことについてはいつも思うのですが、もちろん議員は私たちはしっかりと勉強して担当課に聞いて分からぬところは事前に調査をしないといけないんですけれども、なかなかこの税の改正案だけを見てもどういうふうに、例えば一例とかつけていただきたい、こういうふうな場合は税額はこういうふうに変わりますということとか、そういうところを工夫していただきたいなということを要望して討論とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（大塚 昇君）　日程第8、承認第2号専決処分の承認を求めるについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

税務課長、内容の説明を求めます。

○税務課長（阪本章三君）　承認第2号専決処分の承認を求めるについて説明いたします。

承認第2号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めるものでございます。

内容は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を条例附則に加えるものでございます。

経過を申しますと、地方税法等の一部を改正する法律等が去る3月31日に公布されました。これにより、専決処分した菊陽町税条例の一部を改正する条例に伴って菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

内容につきまして、2枚めくっていただきますと、改正条文がございまして、附則に第16項を加えるものでございます。条文では分かりにくく改正の内容が読み替え規定でございますので、参考資料の最後のページでございます2ページをご覧ください。

附則第4項の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について読み替える内容となっています。

読み替え後の方に、第36条の後に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む」を加えることによりまして、土地等の権利を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例で居住用財産の敷地に係る譲渡期間の要件は、通常は住まなくなつてから3年でございますけれども、東日本大震災で家屋が滅失したことによって住むことができなくなりその土地等の権利を譲渡した場合は、災害に遭った日から7年とするものです。

なお、この改正につきましては、承認第1号の菊陽町税条例の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例と同じものでございます。

前から3枚目の改正文に戻っていただきまして、附則について説明いたします。

施行期日につきましては、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君）　説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（平成23年度菊陽町一般会計 補正予算（第5号））

○議長（大塚 昇君） 日程第9、承認第3号専決処分の承認を求めるについて（平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、承認第3号について説明いたします。

承認第3号専決処分の承認を求めるについては、平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）でございますが、本年3月の議会定例会以降におきまして各種公金や国県支出金、地方債などの確定しました歳入と緊急を要します歳出などについて調整をして、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、主なものにつきまして説明を申し上げまして、ご質問に応じ担当課長がお答えしますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、2ページめくっていただきますと、補正予算（第5号）というのがあります、横になっておりますので横に見ていただきまして、まず1ページをお願いしたいと存じます。

平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に4,935万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を136億1,574万4,000円と定めたものでございます。

次に、第2条で地方債の変更を第2表の地方債補正により計上いたしております。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございますが、3月の補正後におきまして確定しました歳入などについて補正をいたしました。

それでは、款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

款の1の町税は4,967万3,000円増額し、合計で60億9,675万円といたしておりますが、内訳は町民税、固定資産税及び町たばこ税の増額でございます。

次に、款の6の地方消費税交付金は2,524万6,000円の増額。

以下のページ、3ページを見ていただきまして、款の12の地方交付税は1億3,204万8,000円増

額し、合計で6億6,113万2,000円といったしておりますが、今回の補正は特別交付税の増額でございます。

次に、款の16の国庫支出金は5,267万4,000円の増額、款の17の県支出金は2,850万円の減額。

4ページをお開きいただきまして、款の18財産収入は3,659万8,000円の増額、款の20の繰入金は1億3,753万5,000円の減額、款の22の諸収入は3,682万円の減額、款の23の町債は5,050万円の減額でございます。

以上、歳入を合計しますと4,935万8,000円を増額し、歳入総額を136億1,574万4,000円といったしております。

次に、下のページ、5ページをご覧ください。

次は、歳出でございます。3月の補正後に予算の大幅な変更の必要性が生じたもの、及び歳入の確定によりまして財源の入替えが必要になったものなどについて補正を行っております。

まず、款の3の民生費を1,121万円減額し、款の4の衛生費を4,196万1,000円減額し、次に6ページをお願いいたします。款の9の消防費を1,281万5,000円減額し、最後に歳入歳出予算調整のため款の14の予備費を1億1,466万1,000円増額いたしました。

以上、歳出を合計しますと4,935万8,000円を増額し、歳出総額を136億1,574万4,000円といったしております。

次に、下の7ページをご覧いただきますと、第2表地方債補正でございますが、事業費の減額等による限度額の変更でございます。

まず、安心こども基金特別対策事業を80万円減の2,140万円に、防災行政無線デジタル化更新事業を1,160万円減の7,570万円に、菊陽中部小学校改築事業を3,660万円減の9億6,690万円に、菊陽西小学校増築・改修事業を150万円減の2,640万円といったしました。

以上、合わせますと5,050万円を減額し、平成23年度の地方債総額を19億2,880万円といったしております。

次の9ページ以降は、補正予算に係る説明書でございますが、これまでの説明と重複する部分もございますが、主なものにつきまして補正額について説明を申し上げます。

13ページをお開き願いたいと思います。

まずは歳入でございますが、款の1、項の1町民税、目の2法人は、節区分の現年課税分を2,344万2,000円増額し、計で5億7,977万2,000円といったしております。補正額の内訳は、法人税割が1,514万1,000円、均等割が830万1,000円でございます。

次に、中段の固定資産税につきましては、現年課税分を1,968万円増額し、計で35億520万6,000円といったしております。補正の内訳としましては、土地が411万1,000円、それから家屋が633万5,000円、償却資産が923万4,000円でございます。

それから、下段でございますが、町たばこ税でございます。たばこ税は、現年分を655万1,000円増額し、合計で3億2,637万5,000円といったしております。

続いて、14ページをお開き願います。

款の2の地方譲与税及び下のページ、15ページにつきましては利子割交付金などの交付金でございますが、それぞれ確定した金額に調整をいたしております。

次に、16ページをお願いいたします。

款の6地方消費税交付金は、2,524万6,000円を増額し、計で3億3,936万円といたしております。

それから、下のページ、17ページでございますが、款の12地方交付税は、特別交付税を1億3,204万8,000円増額いたしまして、合計で6億6,113万2,000円といたしております。これによりまして、普通交付税の合計が4億9,908万4,000円、それから特別交付税の合計が1億6,204万8,000円となるものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

18ページ下段の、款の16国庫支出金の項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金は、節区分の6の子ども手当負担金を1,793万4,000円増額し、下のページの19ページでございますが、項の2国庫補助金、その中の目の7教育費国庫補助金、節区分の小学校費補助金の中の公立学校施設整備費国庫補助金を3,751万1,000円増額いたしております。

次に、20ページをお開き願います。

下段でございますけれども、17の県支出金、項の2県補助金、目の2の民生費県補助金、それから下の方のページを見ていただきまして、節区分の3の児童福祉費補助金を1,283万9,000円減額しまして、下段の目の3衛生費県補助金は、節区分の2の予防費補助金を1,555万3,000円減額いたしております。

次に、23ページをお願いいたします。

中段の款の18財産収入、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入、節区分の1土地売払収入は、第二地区の保留地処分金を3,467万円増額いたしております。

次に、下段の款の19寄附金、項の1寄附金、目の1一般寄附金につきましては、有限会社さんふれあからの寄附金でございます。850万円入っております。

次に、24ページをお願いいたします。

款の20繰入金、項の2基金繰入金は、合計で1億3,753万5,000円の減額でございますが、主なものとしましては、目の1で財政調整基金繰入金を1億円減額しまして、繰入金の計を2億円といたしております。それから、目の7でございますが、土地区画整理事業基金繰入金を3,467万円減額し、繰入金の計を5,533万円といたしております。

次に、下段の諸収入の項の1の延滞金等でございますけども、延滞金を445万1,000円増額いたしております。

次に、下のページ、25ページをご覧いただきまして、中段の項の5雑入でございます。目の4雑入、節区分の2臨時診療所診療収入は、新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための診療所を設置いたしておりませんので、その分を4,277万円全額減額いたしております。

す。

それから、下段でございますが、款の23町債につきましては、先ほど申したとおりでございますが、民生債の安心こども基金特別対策事業を80万円減額いたしております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

項の8消防債、目の1消防債につきましては1,160万円の減額するものでございます。

それから、項の9の教育債につきましては3,810万円を減額するものでございますが、内訳としましては、菊陽中部小学校の改築事業が3,660万円、それから西小学校の改修事業が150万円の減でございます。

以上、款の23の町債は、合計で5,050万円を減額し、総額としましては19億2,880万円といたします。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございますが、歳出につきましては補正額が0円というところが多々ございますが、こちらにつきましては財源の入替えをしているところでございますので、説明は省かせていただきます。主なものだけ説明させていただきます。

29ページをお開き願います。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の11後期高齢者医療費は、後期高齢者医療特別会計における保健事業費に対しまして69万円を特別会計に繰り出すものでございます。

下段の児童福祉費、目の1児童福祉総務費は1,190万円の減額でございますが、内容は、安心こども基金特別対策事業補助金、これ私立補助金に対します補助金でございますけども、額が確定しましたので983万3,000円減額するものなどでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

31ページは4の衛生費でございます。項の1保健衛生費、目の5臨時診療所費は、臨時の診療所を設置しませんでしたので4,277万円全額を減額いたしております。

続きまして、33ページをお願いいたします。

33ページは、款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費でございますが、土地利用型緊急支援事業補助金を実績に応じ208万1,000円減額するものでございます。

続きまして、34ページと35ページの関係でございますが、こちらは土木費でございますが、基本的には実績に応じた財源の調整が主なものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。

款の9の消防費、項の1消防費、目の4の防災管理費でございますが、防災行政無線デジタル化更新整備工事費を実績に応じまして1,281万5,000円減額するものでございます。

次に、下のページ、37ページから38ページにかけては教育費の関係でございますが、こちらにつきましても財源の調整が中心になるものでございます。

最後に、39ページをお開きいただきますと、款の14予備費がございます。予備費につきましては、歳入歳出予算調整のため1億1,466万1,000円を増額し、予備費の計を2億514万8,000円

といたしております。

以上、早口でしたけど、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第3号について質問します。

33ページの目の3の農業振興費の中で、土地利用型緊急支援事業補助金っていうのが208万1,000円減額になっていますが、この土地利用型緊急支援事業とはどういう内容で、23年度どういう事業をされたのかっていうのが第1点と、それから36ページの消防費、款の9の消防費の目の4の防災管理費の中で、防災行政無線のデジタル化が実績に応じてっていうことありましたけれども、この1,281万5,000円減額になっていますが、その理由について、その2点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） まず、土地利用型緊急支援事業補助金についてご説明いたします。

これにつきましては、生産組合に対して農機具の購入の支援を行うものでございますが、農機具の購入に対して金額が確定しましたので、その差額について減額したものでございます。

農機具は、田植え機、コンバイン、そのようなもので組合で購入されるものでその半分を国庫補助金として町が受け入れ、その分をお支払いするということでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（實取初雄君） 質問がありました、36ページの防災行政無線デジタル化更新整備工事につきましては、23年度から3年間かけて計画的に整備を進めるものでございますけども、23年度におきましては入札残がありましたので、その分を減額いたしまして8,418万5,000円の契約として施行したということでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））

○議長（大塚 昇君） 日程第10、承認第4号専決処分の承認を求めるについて（平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

それでは、承認第4号平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

承認第4号は、平成23年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算におきまして、本年3月31日をもって確定しました内容で調整を行い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをめくっていただき、第1ページをご覧ください。

横になっておりますけれども、今回の補正は第1条にありますように、歳入予算の補正でございます。歳出についての補正是行っておりませんので、予算総額に変更はございません。歳入予算の補正で、歳入予算の組み替えを行うものでございます。

内容につきましてご説明を申し上げます。

飛びますが、5ページをご覧ください。

歳入の款の4繰入金、項1の一般会計繰入金で69万円の補正増を行っております。

また、款の6諸収入、目の1後期高齢者医療広域連合受託事業収入を69万円減額いたしております。

歳入予算の組み替えの理由ですけれども、事業実績見込みにより、広域連合からの補助金が69万円少ないとになりましたので、健康保持増進事業——中に人間ドック等がございます——に要する費用に不足を生じないよう、一般会計からの保健事業費相当分69万円を繰り入れる予算の今回の専決処分を行ったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めるについて（平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号））

○議長（大塚 昇君） 日程第11、承認第5号専決処分の承認を求めるについて（平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

介護保険課長、内容の説明を求めます。

○介護保険課長（渡邊幸伸君） おはようございます。

承認第5号専決処分の承認を求めるにつきましてご説明申し上げます。

承認第5号平成23年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、平成24年3月31日をもちまして確定しました収入等の内容で調整を行い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、歳入では普通調整交付金の交付決定により収入額が確定したことによる減額、また歳出では介護給付費の減による減額でございます。

予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ979万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億7,853万8,000円とするものでございます。

続いて、8ページをお開きください。

歳入は款の4国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1調整交付金であります、979万4,000円の補正減を行っております。これにつきましては、普通調整交付金の確定による減額でございます。

次に、9ページをご覧ください。

歳出でございます。款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費については、予算の組み替えを行っております。

次に、10ページをお開き願いたいと思います。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費、目の1介護サービス等諸費については、先ほどの歳入の項で申しましたように979万4,000円の減でございまして、歳入の補正減により減額を行ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第5号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成24年第1回菊陽町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

閉会 午前11時1分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため
にここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大 塚 昇

菊陽町議会議員 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 小 林 久美子

菊陽町議会会議録
平成24年第1回4月臨時会

平成24年4月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇
編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳
印 刷 株式会社 ぎょうせい九州支社
電話 (092) 432-0781 (代表)
~~~~~

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話 (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919